

(裁量労働従事者の健康と福祉の確保)

第7条 裁量労働従事者の健康と福祉を確保するために、以下の各号に定める措置を講ずるものとする。

- ①裁量労働従事者の健康状態を把握するために次の措置を実施する。
 - a)所属長は、入退室時のIDカードの記録により、裁量労働従事者の在社時間を把握する。
 - b)裁量労働従事者は、2ヶ月に1度、自己の健康状態について所定の「健康状態自己診断カード」を記入の上、所属長に提出する。
 - c)所属長は、b)の「健康状態自己診断カード」を受領後、速やかに裁量労働従事者毎に健康状態等についてのヒアリングを実施する。
- ②使用者は、前号の結果を取りまとめ、産業医に提出するとともに、産業医が必要と認めるときには、次の措置を実施する。
 - a)定期健康診断とは別に、特別健康診断を実施する。
 - b)特別休暇を付与する。
- ③精神・身体両面の健康についての相談室を総務部に設置する。

(裁量労働適用の中止)

第8条 前条の措置の結果、裁量労働従事者に企画業務型裁量労働制を適用することがふさわしくないと認められた場合、または裁量労働従事者が企画業務型裁量労働制の適用の中止を申し出た場合は、使用者は当該労働者に企画業務型裁量労働制を適用しないものとする。

(裁量労働従事者の苦情の処理)

第9条 裁量労働従事者から苦情等があった場合には、以下の各号に定める手続に従い、対応するものとする。

- ①裁量労働相談室を次のとおり開設する。
 - a)場所 総務部
 - b)開設日時 毎週 曜日 時から 時
 - c)相談員
- ②取り扱う苦情の範囲は次のとおりとする。
 - a)裁量労働制の運用に関する全般の事項
 - b)対象労働者に適用している人事評価制度、及びこれに対応する賃金制度等の処遇制度全般
- ③相談者の秘密を厳守し、プライバシーの保護に努める。

(決議の変更)

第10条 決議した時点では予見することができない事情の変化が生じ、委員の半数以上から労使委員会開催の申し出があった場合には、有効期間の途中であっても、決議した内容を変更する等のための労使委員会を開催するものとする。

(勤務状況等の保存)

第 11 条 使用者は、裁量労働従事者の勤務状況、裁量労働従事者の健康と福祉確保のために講じた措置、裁量労働従事者からの苦情について講じた措置、企画業務型裁量労働制を適用することについて裁量労働従事者から得た同意に関する労働者ごとの記録を決議の有効期間中及び有効期間満了後3年間を経過するときまで保存するものとする。

(人事評価制度・賃金制度の労使委員会への開示)

第 12 条 使用者は、裁量労働従事者に適用される人事評価制度、これに対応する賃金制度を変更する場合、事前にその内容について委員に対し説明するものとする。

(労使委員会への情報開示)

第 13 条 使用者は、労使委員会において、裁量労働従事者の勤務状況、裁量労働従事者の健康と福祉確保のために講じた措置、裁量労働従事者からの苦情について講じた措置の情報を開示するものとする。

(決議の有効期間)

第 14 条 本決議の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までの3年間とする。

平成 年 月 日

株式会社

委員

本社事業場労使委員会

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印